

環水大大発第 1602261 号
平成 28 年 2 月 26 日

都道府県及び市(特別区)環境担当部局長 殿

環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室長
(公印省略)

風力発電施設から発生する騒音等への対応
(中間とりまとめ) について

風力発電施設の設置に当たっては、騒音等による生活環境への影響を未然に防止するため、音源特性や計画地周辺の状況を十分に調査するとともに、環境に及ぼす影響を事前に予測し、その影響をできる限り回避・低減するための適切な評価の実施が求められている。

環境省では、平成 25 年度から水・大気環境局長委嘱による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を設置し、風力発電施設から発生する騒音等の調査、予測及び評価を適切に行うための手法について検討を行ってきたところであるが、今般、現時点までに明らかとなったことと、各種知見等を踏まえるとまだ明確に結論することができないことを分けて、別添のとおり中間とりまとめが行われた。

都道府県及び市・特別区においては、職員が風力発電施設の設置事業者や住民に対応する場合や都道府県及び市・特別区自らが調査を行う場合において、本報告書に記載した内容を活用されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。